

令和三年度第五回（八月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第5回総会議事録

1 開催日時 令和3年8月27日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

| | | | | | |
|---------|-----|-------|-----|-------|----------|
| 会 長 | 20番 | 山開博俊 | | | |
| 会長職務代理者 | 19番 | 小森俊夫 | | | |
| 農 業 委 員 | 1番 | 池田つや子 | 2番 | 久保 繁 | 3番 中尾貞治 |
| | 4番 | 久本純造 | 5番 | 立森和富 | 6番 前田貞松 |
| | 8番 | 松尾正晴 | 9番 | 長谷川 博 | 10番 山口勇満 |
| | 11番 | 中島康範 | 12番 | 松本秀徳 | 13番 陣野昭則 |
| | 14番 | 山口廣三 | 15番 | 澤久 進 | 16番 周防克己 |
| | 17番 | 池田武弘 | 18番 | 野副栄治 | |

4 欠席委員 (1人) 7番 中川一範

5 付議事件

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 農地改良等届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 増山義洋 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和3年度 諫早市農業委員会 第5回総会」を開会いたします。
 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
 農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総
 会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・中川委員から欠席の届出
 があっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定
 の議事録署名人を定めたいと存じます。

 私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に6番・前田委員、15番・
 澤久委員のご両人をお願いいたします。

 それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許
 可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

 また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題
 といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明しま
 す。まず始めに4番は取下げの申出がっております。

 1番、諫早地区、福田町の農地1筆、422㎡について、耕作に便利のため、贈
 与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,440㎡で、農業委員会が定め
 る下限面積を超えています。コンバインや軽トラック等の機械は所有されていま
 す。また農業に36年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分であり
 ますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

 2番、小野地区、黒崎町の農地1筆、973㎡について、耕作に便利のため、贈
 与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,596.09㎡で、農業委員会
 が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されて
 おります。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分
 でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

 3番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、191㎡について、耕作に便利のため、
 購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,104.20㎡で、農業委員会
 が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されて
 おり、家族と一緒に農作業をされています。また農業に30年間従事され、譲受人

宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番は取下げです。

5番、小長井地区、小長井町井崎の農地4筆、3, 244㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は128, 443㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや普通トラック等の機械も所有されております。また農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、苺を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、

地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次の5番は私20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議長を会長職務代理者と交代し、退席します。

(20番委員退席)

職務代理者 議長を交代し、審議を再開いたします。

5番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、キュウリを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

職務代理者 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

職務代理者 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

職務代理者 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

20番委員の入場を求め、議長を交代いたします。

(20番委員入場)

議長 再度、議長を交代し、審議を再開します。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消願審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消願審議の件」を説明します。

1番、小長井地区、小長井町大峰の農地3筆、2,592㎡につきましては、令和2年7月の総会において審議され、7月29日付けで許可された案件です。申請理由は、「農業経営規模拡大を行うため、購入する。」というものでありましたが、許可後、都合により所有権移転がなされなかったとのことで、譲渡人、譲受人双方話し合いのうえ今回許可処分の取消願が提出されております。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小長井地区担当の委員さん補足説明

をお願いします。

委員 1番について、譲受人と譲渡人との話し合いを数回行ったところ、双方許可を取り消すことで合意しておりますので問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は取消願どおり許可を取り消すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は取消願どおり許可を取り消すことに決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、小野島町の田2筆、計455㎡について、農業用施設用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第1種農地に該当しておりますが、農業用施設整備のため不許可の例外に該当しております。申請者ですが、市内で農業を営んでおり、認定農業者です。本件については農業用機械等の保管のための倉庫及び水稻・玉葱の育苗場として整備するものです。申請地については、最高0.5mほど盛土をし、法面保護を施すことにより土砂流出の被害がないようにします。雨水排水については水路へ放流し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

2番、高来地区、高来町下与の田1筆1,086㎡について、共同住宅用地とする転用申請で、区域区分はその他区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道・下水道の2管が通る道路に接し、500m以内に2つ以上の公共的施設があるため第3種農地に該当しております。本申請ですが、10部屋分のアパート1棟を整備する計画となっております。土地利用計画については、盛土を最高3.2m施し、土砂流出等の被害が無いようにします。また、申請地の周辺には擁壁を設置します。雨水排水については水路へ放流し、汚水等については下水道へ接続します。隣接農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。議案第3号については、以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

- 議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は許可することに決定いたします。
 議 長 次に、2番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
 (議案第4号) 事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番、諫早地区、目代町の畑1筆、785㎡について、法面等を除いた有効利用面積495㎡に一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成はせず現状のまま利用します。なお、申請地の一部は県土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン内にあるため、その部分については住宅を建築できないものとなっております。雨水については水路へ放流、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。
 2番、諫早地区、目代町の田1筆、620㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは234枚設置し、売電単価は14円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水については申請地東側の水路に放流します。排水施設の使用についての協議は管理者である市と協議済でございます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。
 3番、諫早地区、目代町の田1筆、673㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは208枚設置し、売電単価は14円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水については申請地東側の水路に放流します。排水施設の使用に

についての協議は管理者である市と協議済でございます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

4番、小栗地区、川床町の畑1筆、479㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地利用計画については切土を最高0.3m施し、申請地周辺の一部には擁壁を設置いたします。雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、小野地区、長野町の畑1筆、219㎡について、通路用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であるため不許可の例外に該当します。本件ですが、譲受人宅への通路が無いため、新たに整備するものです。雨水排水については道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

6番、小野地区、長野町の田1筆、234㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第1種農地に該当しますが、集落に接続する住宅建築であるため不許可の例外に該当します。本件は木造2階建ての住宅を建築するもので、土地は造成をせずに現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

7番、小野地区、小野島町の畑1筆、493㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は贈与で、親子間による贈与となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地は造成をせずに現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

8番、小野地区、川内町の畑2筆、計389㎡について、一般住宅を建築し住宅用地及び通路用地とする転用申請です。通路用地部分については持分3分の1とするものです。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地は現状のまま利用し、一部既存のコンクリート擁壁を利用します。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

9番、真津山地区、貝津町の畑1筆、568㎡について、貸重機置場用地10台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については長崎自動車道諫早ICから概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。譲受人ですが、法人の代表取締役の親族にあたり、現在は熊本県で会社員をされておりますが、近日中に法人の代表取締役に就任する予定です。本件は、個人が取得し法人に貸し出すものとなります。申請地については、盛土を最高0.6m施し、周囲に擁壁を設置することにより土砂流出の被害がないようにします。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

10番、真津山地区、貝津町の田3筆、計1,770㎡について、中古車置場用地20台分とする追認の転用申請です。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、昭和61年から中古車販売店を営んでおり、本件は中古車展示用地として利用するために転用するものです。雨水排水については自然流下とし、隣接する農地はなく、本件にかかる追加の資金はありません。許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

11番、本野地区、上大渡野町の畑2筆、計4,881㎡に、併用地の一部を合わせた合計4,887.36㎡を、太陽光発電施設用地とする転用申請です。本件は、先月の総会において、隣接農地所有者1名との十分な協議がなされておらず、雨水排水についての十分な説明がなされていなかったことから、関係する隣接農地所有者との同意書を提出させたうえで再度審議するとの意見があり、審議保留となりました。その後、同意書が提出されたため、今月再度審議するものです。

12番、長田地区、長田町の田4筆、計3,594㎡に、併用地として県道の一部を合わせた合計3,849㎡を資材置場用地とする転用申請です。本件については、先月の総会において、隣接農地所有者との協議報告書の中で、協議相手が既に亡くなっているにも拘わらず協議したとの記載があることや事業計画に対して異議がないとの記載があり、事実と異なる記載があったため、関係する隣接農地所有者との同意書を提出させたうえで再度審議するとの意見があり、審議保留となりました。その後、同意書が提出されたため、今月再度審議するものです。

13番、多良見地区、多良見町中里の田8筆、計2,904.74㎡を特定建築条件付土地とする申請で、区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、木造2階建の住宅を13棟建築する計画で、土地の造成については盛土を最高1.15m、切土を最高1m施し、西側の境界部分については擁壁を設置します。雨水は道路側溝へ放流し、汚水については公共下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請中です。

14番、飯盛地区、飯盛町中山の田1筆、391㎡について、農業用倉庫及び農業用資材置場を整備し農業用施設用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域

区分はその他の区域、農振白地となっております。譲受人は市内で馬鈴薯を中心に営農をしております。本申請については、収穫物の保管庫として新たな倉庫とコンテナ等の資材置場を整備するものです。申請地の造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しております。

15番、飯盛地区、飯盛町山口の畑1筆、246㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は贈与で親子間による贈与となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、一部土留め工事を施します。雨水については側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しております。議案第4号については以上となっております。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番から3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。2番と3番は隣接地で、間が道で区切られているところでございます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であるとの意見でした。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等からして適正であるとの意見でした。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番から8番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 5番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、9番と10番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次の11番は、前回保留した件でございます。本野地区担当の委員さん、何かご意見はありますか。

委員 11番については、事務局から説明があったとおり先月保留となった件であり、提出があった同意書や土地利用計画図等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたしま

す。

議 長 次の12番も、前回保留分でございます。長田地区担当の委員さん、何かご意見はありますか。

委 員 12番については、事務局から説明があったとおり先月保留となった件であります。提出があった同意書や土地利用計画図等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 12番について、何かご質問はありませんか。

委 員 この土地は干拓地でありまして、計画ではここに盛土をしております。盛土をすれば周辺のどこかが盛り上がってきます。東側は道路で、南側と北側は既に住宅が建っており盛土がされております。ということは逃げる場所が同意書をもっている隣接農地4筆となる可能性がありますので、そのようになった場合に、どのように対応していくのか。経験上、1回だけではなく、盛り上がった後に下がってくると思いますので、どのような対応するのか伺います。

事 務 局 この件については、申請した行政書士に確認をしております。今回、1.5m程の盛土を行いますが、近隣の採石置場ではこれ以上に盛っているところがあります。そこについては周辺地への影響がないことから、ここについても影響がないと思われるということでした。また、隣接農地所有者には十分に説明をするとのことで回答をもらっています。

委 員 私の土地の隣に盛土をされていまして、その時に被害防除計画とかなかったものですから、1回限りの対応で終わったんですね。その後も地盤沈下をしておいて、それをどこに言ったらいいのかということがありますので、書類に残しておいた方がいいのではないかと思います。

委 員 その件ですけれども、あとからトラブルが起きればどちらも不愉快な思いをしますので、被害防除計画書と隣接農地所有者の同意書には、万一周囲に被害が生じた場合は責任をもって解決すると記載され、文書で取り交わしをしているようです。

議 長 ほかにご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、13番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、14番と15番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、
土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。
15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、
土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

議 長 14番と15番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、14番と15番は申請どおり許可することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、14番と15番は申請どおり許可することに決定い
たします。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第5号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説
明いたします。

1番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,042㎡を、耕作に便利のため、
購入する申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

2番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、1,066㎡を、耕作に便利のため、
購入する申出です。申出人は、水稻、牧草の生産を主体に経営されています。

以上、1番と2番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して
耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番と2番について、何かご質問はありません
か。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申出どおり許可することにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申出どおり許可することに決定いた
します。

(議案第5,6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の3番から29番、議案第6号「農
地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括
して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号の3番、諫早地区、日の出町の農地2筆、1,112㎡を、議案第6

号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、大根、玉ねぎ、馬鈴薯、グリーンピースの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の4番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2,325㎡を、議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の5番、小野地区、小野島町、川内町の農地3筆、3,820㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の6番、小野地区、川内町、小野島町の農地13筆、14,266㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の7番、小野地区、川内町の農地3筆、2,113㎡、

議案第5号の8番、小野地区、川内町の農地1筆、1,450㎡を、議案第6号の5番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリの生産を主体に経営される予定で、今回、権利の設定を受けることにより、新規就農に繋がります。

議案第5号の9番、有喜地区、早見町の農地3筆、1,728㎡を、議案第6号の6番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の10番、森山地区、森山町上井牟田の農地5筆、7,000㎡、

議案第5号の11番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、4,185㎡、

議案第5号の12番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,220㎡、

議案第5号の13番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、3,537㎡、

議案第5号の14-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地8筆、11,891㎡を、議案第6号の7-1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模の拡大と、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の14-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、960㎡を、議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の15-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地4筆、10,147

m²を、議案第6号の7-2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦蕎、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の15-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,925m²を、議案第6号の9-1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の16-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,073m²を、議案第6号の7-3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の16-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,471m²を、議案第6号の10-1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の16-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,033m²を、議案第6号の9-2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の17-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,598m²を、議案第6号の7-4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の17-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,857m²を、議案第6号の9-3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の18番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、3,154m²を、議案第6号の10-2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の19-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,662m²を、議案第6号の10-3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係が繋がります。

議案第5号の19-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,480m²を、議案第6号の11-1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の20-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、758㎡を、議案第6号の10-4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の20-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地4筆、3,310㎡を、議案第6号の11-2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の21番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、930㎡、

議案第5号の22番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、2,594㎡を、議案第6号の12番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の23番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、413㎡を、議案第6号の13番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の24番、飯盛地区、飯盛町中山の農地3筆、5,008㎡を、議案第6号の14番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の25番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、2,906㎡を、議案第6号の15番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の26番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆、2,040㎡、

議案第5号の27番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆、464㎡、

議案第5号の28番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆、910㎡、

議案第5号の29番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、915㎡を、議案第6号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営を行うことに繋がります。

続きまして議案第6号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区、福田町及び長田地区、中田町、小豆崎町、西里町の農地24筆、計35,169㎡について、議案第6号の17-1番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、法人としての経営

に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年2か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている長田地区、中田町の農地1筆2, 635㎡について、議案第6号の17-2番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、法人としての経営に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年1か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆3, 013㎡について、議案第6号の17-3番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、法人としての経営に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年2か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、宗方町の農地4筆5, 224㎡について、議案第6号の18-1番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、新たに営農主として耕作することに繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年7か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、宗方町の農地6筆6, 294㎡について、議案第6号の18-2番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、新たに営農主として耕作することに繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年10か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町本村の農地1筆908㎡について、議案第6号の19番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年8か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田、の農地2筆1, 542㎡について、議案第6号の20番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年1か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて

いる飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆1, 559㎡について、議案第6号の21番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、カブの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年2か月となっています。

以上、第5号議案の3番から29番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から21番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の3番から29番、また、議案第6号の1番から21番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の3番から29番を許可し、議案第6号の1番から21番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の3番から29番を許可し、議案第6号の1番から21番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早・小栗地区から1件、諫早・長田地区から1件、有喜地区から2件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計7件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

諫早地区から1件、森山地区から1件、合計2件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件が耕作者を変更するため、森山地区の1件が農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、幸町の田203㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番と2番は関連があります。

1番、諫早地区、栄田町の畑322㎡を福祉施設用地にする使用貸借の届出です。

2番、諫早地区、栄田町の畑103㎡を通路用地にする使用貸借の届出です。

3番、真津山地区、真崎町の畑215㎡を住宅用地にする売買の届出です。

4番、真津山地区、真崎町の畑215㎡を住宅用地にする売買の届出です。

5番、多良見地区、多良見町中里の現況が畑の雑種地外3筆、計433㎡を住宅用地にする売買の届出です。

6番、多良見地区、多良見町化屋の畑2筆、計624㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

7番、多良見地区、多良見町市布の畑238㎡を住宅用地にする売買の届出です。報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、天満町の田1筆、1,299㎡のうち118.25㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、天満町の農地1筆2,973㎡について、田畑転換する届出です。隣接地が造成により高くなり、水稻作付が難しいため、田畑転換を行い生産性を高めるものです。工事後はトウモロコシを作付する計画となっております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

| | | |
|-------|---------------------|------|
| 議案第1号 | 農地法第3条許可 | 4件。 |
| 議案第2号 | 農地法第3条許可許可処分取消 | 1件。 |
| 議案第3号 | 農地法第4条許可 | 2件。 |
| 議案第4号 | 農地法第5条許可 | 15件。 |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 | 29件。 |
| 議案第6号 | 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 | 21件。 |

以上、審議件数は、全部で72件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

議 務 局 (事務連絡)

議 長 それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第5回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟